

44 一般財団法人みやぎ建設総合センター

1 基本情報

所在地	仙台市青葉区支倉町2-48			代表者	代表理事 河合 正広			
電話	022-266-3355	ファックス	022-266-3303	ホームページ	http://www.miyakencenter.or.jp			
設立	平成8年3月18日	改革分類	自立支援団体	県担当課	土木部 事業管理課			
出資等の状況	第1位	宮城県 (46.2%)	第2位	市町村 (29.2%)	第3位	民間 (24.6%)	その他	- (-)
		150,000 千円		95,000 千円		80,000 千円		- 千円
設立目的(定款等)	人材の確保・育成、情報化の促進及び品質の向上等を通じ、建設産業の構造改善を促進し、県民のニーズに的確に応える建設産業の確立と地域社会への貢献を目的とする。						出資等総額	325,000 千円 (100.0%)

2 主な事業内容

	事業名	事業費 (単位:千円)			事業内容
		27年度	28年度	29年度	
事業1	人材育成・職業能力向上事業	11,572	10,926	10,431	研修事業、学生に対する建設業啓蒙事業、技能継承推進事業
	全体事業に占める割合	38.6%	42.8%	22.8%	
事業2	建設産業振興事業	5,278	4,172	4,236	低炭素社会構築モデル事業、情報発信事業
	全体事業に占める割合	17.6%	16.3%	9.3%	
事業3	雇用改善事業	13,167	10,446	31,121	職業紹介事業、就業機会確保事業
	全体事業に占める割合	43.9%	40.9%	68.0%	
その他の事業					
	全体事業に占める割合				
全体事業費		30,017	25,544	45,788	指定管理者
全体割合		100.0%	100.0%	100.0%	

3 評価

(1) 団体の使命・役割

現在の団体としての公益的使命・役割・目標	県が期待する団体の役割(県施策との関連等)
建設業担い手3法に基づき、受発注者で県内建設業の担い手を確保・育成することが求められている。センターは宮城県が策定した新みやぎ建設業振興プランで人材確保育成の拠点として活動することが期待されており、また建設技能者の働き方改革を推進するなど団体としての使命は高まっていると考える。	県が策定した「新・みやぎ建設産業振興プラン」において、「将来のみやぎの建設産業を担う人材の確保・育成」を推進する施策の一つに教育訓練の充実があり、みやぎ建設総合センターが中心となって関係機関と連携し若手技能者の教育訓練の充実を図ることが期待されている。

(2) (1)に対する団体の自己評価及び県の所見(29年度)

団体による自己評価	県(主務課)の所見
みやぎクラフトマン21事業で宮城県教育庁と連携して高校生の現場実習・技術指導などを実施し、土木部と小学生の現場見学など将来の建設業の担い手の確保育成に努めるとともに厚生労働省の建設労働者緊急育成支援事業の東北拠点として現在建設業に従事するための建設技能者の確保育成を行っている。	研修事業や建設業啓蒙事業など人材確保・育成のための事業を積極的に行っている。今後、現在休止している認定職業訓練の実施など教育訓練のための取組を行うことが求められる。

(3) 団体に対する総合評価(29年度)

項目	団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考指標
イ 組織運営の健全性 ※1	新法人移行にあたって業務規程や財務書類の公開など整備しているが、コンプライアンス・BCPについては規程類がないため今後は理解を深め規程類の作成を検討していく。	コンプライアンスに関する取組について、改善の余地があり、規程の整備やBCP作成に向けた助言、指導を行っていく。	B
ロ 財務の健全性 ※1	単年度赤字が3期続き累積欠損金が生じている状況であり、現在の低金利政策の環境下では利息収入の増加は見込めないため、各種補助金・事業の受託により収入を増やし財務の改善に努める。	累積欠損金の増加が続いている状況にあり、更なる収益の確保などによる経営改善に向けた努力が必要である。団体の取組への必要な助言及び指導を行っていく。	B
(2)及び上記イ・ロを踏まえた総合評価・今後の方向性と課題	財団法人に関する法律に則り公益目的支出計画を遂行する。各種補助金の活用や事業の受託により収入の増加に努め、財務の改善を図る。	更なる収益の確保など経営改善の取組が必要であり、具体的な改善策について必要な助言、指導等を行っていく。	総合評価 B

※1 上記イ及びロにおける「団体による自己評価」「県(主務課)の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

4 経営状況（単位：千円）

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	増減(29-28)
貸借対照表	資産合計	333,120	327,301	322,920	△ 4,381
	流動資産	5,125	3,892	3,029	△ 863
	固定資産	327,995	323,409	319,891	△ 3,518
	うち基本財産	5,000	5,000	5,000	0
	負債合計	10,939	9,394	9,839	445
	流動負債	169	210	173	△ 37
	固定負債	10,770	9,184	9,666	482
	うち長期借入金	0	0	0	0
	正味財産合計	322,182	317,907	313,081	△ 4,826
	指定正味財産	5,000	5,000	5,000	0
一般正味財産	317,182	312,907	308,081	△ 4,826	
正味財産増減計算書	経常収益	29,006	25,016	44,712	19,696
	うち事業収益	1,384	1,108	520	△ 588
	経常費用	34,545	29,291	49,538	20,247
	うち管理費	3,870	3,056	3,160	104
	評価損益等調整前当期経常増減額	△ 5,539	△ 4,275	△ 4,826	△ 551
	当期経常増減額	△ 5,539	△ 4,275	△ 4,826	△ 551
	経常外収益	0	0	0	0
	経常外費用	0	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	0	0
	当期一般正味財産増減額	△ 5,539	△ 4,275	△ 4,826	△ 551
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	
当期正味財産増減額	△ 5,539	△ 4,275	△ 4,826	△ 551	
県の財政的関与	補助金	0	0	0	0
	委託金 ※2	0	0	0	0
	負担金	0	0	0	0
	補助金等合計	0	0	0	0
	総収入 ※3	29,006	25,016	44,712	19,696
	総収入に対する補助金等割合	0.0%	0.0%	0.0%	
	単年度貸付額	0	0	0	0
	年度末貸付金残高	0	0	0	0
損失補償(債務保証)残高	0	0	0	0	

※2 委託金：随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。
 (なお、非公募で指定管理者となった団体に利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。)

※3 総収入＝経常収益＋経常外収益＋当期指定正味財産増減額【正味財産増減計算書】

5 主な経営指標

評価項目	算式等	平成27年度	平成28年度	平成29年度	増減(29-28)
正味財産比率	正味財産合計÷資産合計(純資産)×100	96.7%	97.1%	97.0%	-0.2%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	3032.5%	1853.3%	1750.9%	-102.5%
借入金依存度	(長期借入金＋短期借入金)÷資産合計(総資産)×100	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
経常利益率	当期経常増減額÷経常収益×100	-19.1%	-17.1%	-10.8%	6.3%
管理費比率	管理費÷経常収益×100	13.3%	12.2%	7.1%	-5.1%

6 組織・役職員の状況

(人)

役職員の人数		平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (6月末現在)	29年度における 常勤役職員の状況	
役員	常勤 (うち県OB)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	常勤役員	
	非常勤 (うち県OB)	8 (0)	8 (0)	8 (0)	平均年齢	-
職員	常勤職員 (※4)	2	2	2	平均年収 (千円)	-
	プロパー職員	2	2	2	常勤職員(プロパー)	
	県OB	0	0	0	平均年齢	54.5
	県派遣職員	0	0	0	平均年収 (千円)	4,556
	その他の派遣職員	0	0	0		
上記以外の職員(※5)	0	0	0			

※4 常勤職員：プロパー職員、県派遣・県OB、その他の派遣職員(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※5 上記以外の職員：任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。